

令和 3 年

郡山市教育委員会

3 月定例会議事録

令和3年 郡山市教育委員会 3月定例会議事録

日 時 令和3年3月25日(木) 午後1時30分

場 所 郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)

出席委員 教 育 長 小 野 義 明 委 員 今 泉 玲 子
委 員 阿 部 晃 造 委 員 藤 田 浩 志
委 員 田 中 里 香

出席者 教育総務部長 伊 藤 栄 治
学校教育部長 小 山 健 幸
教育総務部次長兼総務課長 橋 本 仁 信
学校教育部次長((併)こども部次長) 生 江 温
生涯学習課長 青 柳 光 信
中央公民館長 渡 辺 雅 彦
中央図書館長 小 野 浩 幸
美術館長 鈴 木 誠 一
学校管理課長 嶋 忠 夫
学校教育推進課長 鈴 木 重 行
教育研修センター所長 安 田 良 一
総合教育支援センター所長 高 山 良 勝
文化スポーツ部次長兼文化振興課長 小 林 亨
総務課長補佐 大 澤 修 一
学校管理課長補佐 佐 久 間 一 徳
総務課総務管理係長 佐 藤 斉

書 記 島 津 るみ子

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長の報告
- 4 議 事
 - 議案第 6 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）
 - 議案第 7 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（校長人事）
 - 議案第 8 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）
 - 議案第 9 号 郡山市教育委員会表彰規則の一部改正について
 - 議案第 10 号 郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について
 - 議案第 11 号 郡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
 - 議案第 12 号 郡山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について
 - 議案第 13 号 郡山市学校管理規則の一部改正について
 - 議案第 14 号 郡山市学校給食共同調理場長の指定に関する規則の一部改正について
 - 議案第 15 号 独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の制定について
 - 報告第 2 号 専決処分事項の報告について（人事）
 - 報告第 3 号 専決処分事項の報告について（校長未満人事）
 - 報告第 4 号 専決処分事項の報告について（訓令改正）
- 5 そ の 他
なし
- 6 各課報告
- 7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会令和3年3月定例会を開会いたします。
 本日は、阿部亜巳教育長職務代理者が都合により欠席されておりますが、
 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項」の規定により、
 本定例会は成立いたします。

 はじめに、令和3年2月定例会の議事録の承認についてですが、何か御
 意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
 令和3年2月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。
 次に、教育長報告として、令和3年郡山市議会3月定例会について報告いたします。今回の市政一般質問では、11名の議員から34件の質問がございました。主な内容としては、コロナ禍における児童生徒の心のケアに関すること、不登校児童生徒に対する対応に関すること、学校司書や学校給食費に関すること、さらに、福島県沖地震に係る施設の安全点検等に関することなどがございました。詳細につきましては、資料を御覧ください。
 以上で、私からの報告を終わります。
 続きまして、「4 議事」に入る前に、新型コロナウイルス感染症関連の報告を学校教育部長からお願いします。

学校教育部長 市立学校における新型コロナウイルス感染症の状況について、報告いたします。3月12日に中学校及び義務教育学校、23日には小学校の卒業式を万全の対策を施した上で挙行し、無事に終えることができました。子どもたちは、希望を持って学び舎を巣立っていきました。これからも自分の目標に向かって進んでいってもらえればと思います。3月の感染状況でありませんが、6日に教職員1名、11日に児童生徒1名の感染が判明しました。いずれも家庭内感染が原因の感染であり、11日に感染が判明した児童生徒は、既に退院し、元気に学校生活を送っております。学校は、3月24日から春休みに入りましたが、その24日に新たに児童生徒1名の感染が判明しました。この児童生徒については、感染経路が不明の上、19日に学校に登校していたことから、教職員を含む50名が濃厚接触者又は接触者となり、本日PCR検査を実施したところであります。明日以降、結果が分かることから結果次第では、委員の皆様に変更して連絡させていただきたいと思っております。
 報告は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 続きまして、「4 議事」に入ります。本定例会には、議案第 6 号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）」、議案第 7 号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（校長人事）」、議案第 8 号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」、議案第 9 号「郡山市教育委員会表彰規則の一部改正について」、議案第 10 号「郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」、議案第 11 号「郡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」、議案第 12 号「郡山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」、議案第 13 号「郡山市立学校管理規則の一部改正について」、議案第 14 号「郡山市学校給食共同調理場長の指定に関する規則の一部改正について」、議案第 15 号「独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の制定について」、報告第 2 号「専決処分事項の報告について（人事）」、報告第 3 号「専決処分事項の報告について（校長未満人事）」、報告第 4 号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」以上、議案 10 件及び報告 3 件が提出されております。今回、議事の中で非公開とすべき案件はございませんので、直ちに審議に入ります。

はじめに、議案第 6 号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）」についてであります。報告第 2 号「専決処分事項の報告について（人事）」と関連することから一括して議題といたします。それでは、「議案第 6 号」及び「報告第 2 号」の事務局の説明を求めます。

総 務 課 長 まず、議案第 6 号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）」であります。令和 3 年 4 月 1 日付けで郡山市教育委員会の課長相当職以上の職員の人事異動について、臨時代理の処理を行いましたので、その承認を求めるものでございます。人事異動の内容につきましては、部長相当職が 3 名、部次長相当職が 4 名、課長相当職が 15 名、計 22 名の異動となっております。

次に、報告第 2 号「専決処分事項の報告について（人事）」であります。こちらは郡山市教育委員会の課長補佐相当職以下の職員の人事異動について、専決処分をしましたので、その報告をするものでございます。異動状況の概要につきましては、委員の皆様へ内示書でお知らせしたとおりでございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。「議案第6号」及び「報告第2号」については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第6号」及び「報告第2号」については、原案のとおり決しました。

次に、議案第7号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（校長人事）」であります。こちらの議案についても報告第3号「専決処分事項の報告について（校長未満人事）」と関連することから一括して議題といたします。それでは、「議案第7号」及び「報告第3号」の事務局の説明を求めます。

学校管理課長 議案第7号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（校長人事）」であります。市内校長の人事異動について、臨時代理の処理を行いましたので、その承認を求めるとでございます。人事異動の内容として、小学校の転出等については、退職が11名、市内中学校への異動が2名の計13名であります。転入等については、他市町村からの転入が7名、行政機関からの転入が1名、市内副校長からの昇任が1名、市内教頭からの昇任が3名、他地区行政機関からの昇任が1名、計13名であります。中学校における転出等については、退職による7名であります。転入等については、他市町村からの転入が1名、行政機関からの転入が3名、市内小学校からの異動が2名、市内教頭からの昇任が1名、計7名であります。今回、義務教育学校の異動はありませんでした。

次に、報告第3号「専決処分事項の報告について（校長未満人事）」であります。こちらは校長未満の人事異動について、専決処分をしましたので、その報告をするものでございます。人事異動の状況として、まず副校長についてであります。小学校及び中学校での転入及び転出はございませんでした。義務教育学校では、転出等として市内校長への昇任が1名、転入等として市内教頭からの昇任が1名であります。続いて、教頭についてであります。小学校の転出等として、退職が2名、行政機関への転出

が3名、校長・副校長への昇任が10名、計15名であります。転入等については、他市町村からの転入が2名、市内主幹教諭からの昇任が1名、市内教諭からの昇任が10名、他市町村からの昇任が2名、計15名であります。中学校の転出等では、退職が1名、市外への転出が1名、行政機関への転出が1名、校長・副校長への昇任が3名、義務教育学校への異動が1名、計7名であります。転入等では、他市町村からの転入が2名、行政機関からの転入が3名、市内教諭からの昇任が2名、計7名であります。義務教育学校の転出等については、校長・副校長への昇任による2名であります。転入等については、市内から義務教育学校への異動が1名、市内教諭からの昇任が1名、計2名であります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。「議案第7号」及び「報告第3号」については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第7号」及び「報告第3号」については、原案のとおり決しました。

次に、議案第8号「臨時代理による処理の承認を求めることについて(予算)」の事務局の説明を求めます。

総 務 課 長 議案第8号「臨時代理による処理の承認を求めることについて(予算)」であります。まず令和2年度3月追加補正予算で臨時代理の処理をしたものについて御説明いたします。2月13日に発生した福島県沖地震により被害を受けた学校施設のうち早急な対応を必要とするライフライン関係の修繕に要する経費として、小学校施設費20,000千円、中学校施設費10,000千円、合計30,000千円を増額補正したものであります。

説明は、以上でございます。

生涯学習課長 次に、生涯学習課分について、御説明いたします。福島県沖地震により被害を受けた公民館各所修繕に要する経費として、予算額10,000千円を増額

補正したものであります。予算計上により修繕を行う箇所数は、中央公民館をはじめとして15館23か所ございます。主な修繕の内容としましては、空調設備の修繕や天井にある換気口の修繕、壁に入ったクラックの補修であります。

説明は、以上でございます。

学校管理課長 次に、学校管理課分について、御説明いたします。児童生徒の学習保障支援の取組みや新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品等の購入に要する経費として、予算額87,600千円を増額補正したものであります。こちらは、先に国の補助事業として実施した事業の継続事業となります。今回も学校の規模に応じて80万、120万、160万円を学校へ配当し、校長の判断によりその学校に応じた感染症対策や学習保障に必要な物品を購入してまいります。また、今回の増額補正分につきましては、令和2年度に補助の交付決定を受ける必要があるものの、予算執行までの期間が短いために年度内の事業完了が困難であり、来年度に繰越明許をしております。

説明は、以上でございます。

総務課長 続きまして、令和3年度当初専決補正予算についても臨時代理の処理を行いましたので、御説明いたします。福島県沖地震による被害のうち、郡山第二中学校では校舎の繋ぎ目部分のカバーが落ちたり、歪んだりといったものや東芳小学校では体育館の外壁が大きく剥がれたというような大きな被害が複数校ありました。これらの被害の復旧に要する経費として、370,700千円を増額補正したものであります。この予算額は、大掛かりな修繕を必要とする被害箇所の修繕費用であるため、国の補助を活用しながら進めてまいりたいと思っております。また、早期に修繕できるよう債務負担をしております。大掛かりな修繕となるため、教育活動に支障をきたすものについては、夏休み期間を活用してまいります。児童生徒の安全が第一のため、早急に取り組んでまいります。

説明は、以上でございます。

教育長 委員の皆様、御質問等ございますか。

阿部委員 感染症対策や学習保障に要する経費として、各学校に予算を配当するとの説明がありますが、学校は実際にどのようなものを購入しているのでしょうか。

学校管理課長 密を避けるため、分散した授業を実施する際に使用する大型テレビを購入したり、感染症対策としてのパーテーションやマスク、消毒液などの消耗品を購入したりしております。今回の補正予算につきましても、現段階では、校長の判断により購入ができる予算ではありますが、学校の事務作業を軽減するため、ある程度は教育委員会でまとめて購入しており、今後も校長会と連携を図りながら、事業を進めてまいります。

阿部委員 アルコール消毒液など感染症対策として想定されるものは、既にある程度購入済みではないですか。

学校管理課長 感染症対策として学校が必要と考えるものはいろいろあり、例えば加湿器を購入したり、清掃用のモップを購入したりということが出来ます。学習保障に要するものも購入できますので、ワークシートを購入し、万が一の休校に備えるなど学校のニーズに応じて使用できる予算となっております。

教育長 その他、ございますか。

藤田委員 関連しての質問になりますが、学校現場に裁量があり、各学校の判断で感染症対策ができることはよいことではありますが、その感染症対策が正しい判断で施されているかどうかのチェック体制はできているのでしょうか。

学校管理課長 学校が感染症対策として購入するものは、事前に学校管理課へ計画書を提出してもらい、事務局で精査をした上で購入手続きを進めるようにしております。

教育長 他に、御質問等ございますか。

(なし)

教育長 それでは、これより採決いたします。議案第8号「臨時代理による処理の承認を求めることについて(予算)」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第8号については、原案のとおり

決しました。

次に、議案第9号「郡山市教育委員会表彰規則の一部改正について」事務局の説明を求めます。

総務課長 議案第9号「郡山市教育委員会表彰規則の一部改正について」であります。教育委員会表彰と一緒に表彰を行っている文化功労賞は、その推薦者が教育委員会又は市長部局の部長となっておりますが、教育委員会表彰は課長となっており、整合性が図れておりません。そこで、今回、来年度の表彰事務に向けて、推薦者の職位を合わせ、推薦基準の整合性を図る改正を行うものであります。

説明は、以上でございます。

教育長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教育長 それでは、これより採決いたします。議案第9号「郡山市教育委員会表彰規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第10号「郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

総務課長 議案第10号「郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」であります。改正の大きな内容は3つございます。まず、1つ目は、行政組織改変に伴い、各課の係が変更となり、併せて事務分掌の見直しも行いました。各課の係の変更としましては、総務課に企画財政係が新設となり、学校管理課管理系の事務の大部分を移管します。学校管理課管理係に同課保健給食係の保健に係る業務を移管するとともに、管理係の名称を保健係に変更します。さらに、保健給食係の名称を食育係に変更します。学校教育推進課にあるICT教育係は、事務分掌の整理により事務そのものが教育研修センターへ移管となることから廃止いたします。こうして係が

動くことから事務分掌そのものも係の配置に併せた整理を行っております。2つ目は、郡山市学校給食共同調理場条例の一部改正により郡山市立宮城小学校共同調理場が新設されたことから、関連して別表第2 学校教育部学校管理課に属する出先機関の表中、当該共同調理場を追加する改正を行うものであります。3つ目は、郡山市立中田公民館海老根分館の移設に伴い郡山市立公民館条例が一部改正となり、それに関連して「2 公民館の分館」の表中、郡山市立中田公民館海老根分館の位置を変更する改正を行うものであります。改正の詳細につきましては、別添資料を御参照ください。説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。議案第10号「郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第11号「郡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

総 務 課 長 議案第10号「郡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」であります。令和3年4月から放課後地域子ども教室が放課後児童クラブへ移行することに伴い必要な改正を行うものであります。補助執行により放課後地域子ども教室の事務を市長部局にお願いしておりましたが、放課後児童クラブへ移行するに伴いその事務がなくなったことから、当該事務に関する部分を削除いたします。また、この削除により教育委員会から市長部局へ補助執行をする事務が文化財の保護に関する事務のみになったことから併せて文言の整理をいたしました。

説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。議案第 11 号「郡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第 11 号については、原案のとおり決しました。

 次に、議案第 12 号「郡山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」の事務局の説明を求めます。

学校管理課長 議案第 12 号「郡山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」であります。ハンコレス（押印省略）の全庁的な取組みの推進に基づき、押印を省略するため、様式の改正を行うものであります。

 説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。議案第 12 号「郡山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第 12 号については、原案のとおり決しました。

 次に、議案第 13 号「郡山市立学校管理規則の一部改正について」の事務局の説明を求めます。

学校管理課長 議案第 13 号「郡山市立学校管理規則の一部改正について」であります、同じくハンコレス（押印省略）の全庁的な取組みの推進に基づき、郡山市立学校管理規則で定めている様式のうち押印の省略が可能な様式について押印不要や押印に代わる記名又は署名に改める改正を行うものであります。説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。議案第 13 号「郡山市立学校管理規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第 13 号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第 14 号「郡山市学校給食共同調理場長の指定に関する規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

学校管理課長 議案第 14 号「郡山市学校給食共同調理場長の指定に関する規則の一部改正について」であります、郡山市立宮城小学校共同調理場を設置し、近隣の海老根小学校との間で親子方式により給食を実施いたします。それに伴い、宮城小学校共同調理場長に宮城小学校長を指定する改正を行うものであります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。議案第 14 号「郡山市学校給食共同調理場長の指定に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第 14 号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第 15 号「独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の制定について」、事務局の説明を求めます。

学校管理課長 議案第 15 号「独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の制定について」であります。独立行政法人日本スポーツ振興センターが会計検査院から共済掛金について各自治体が規則等で保護者負担額を定め、適正に事務が執行できるよう指摘を受けたことに伴い、本市におきましても法的根拠となる規則を制定するものであります。制定の内容は、保護者負担額の決定と保護者負担額の不返還の 2 つであり、施行期日は令和 3 年 4 月 1 日であります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。議案第 15 号「独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の制定について」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第 15 号については、原案のとおり決しました。

次に、報告案件ですが、「第 2 号」及び「第 3 号」については、先ほど、議案と一括して議題に供し、議決をいただきましたので、次の報告第 4 号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」の事務局の説明を求めます。

総務課長 報告第 4 号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」であります。項目が 2 つあり、まず郡山市教育委員会事務決裁規程の一部改正について御説明いたします。改正の要旨であります。郡山市事務決裁規程の一部改正に伴い、その他共通専決事項及び財務専決事項について文言の整理を

行ったものであります。改正内容は3つあり、1つ目は、その他共通専決事項の表中、指定管理者による事業計画書の変更承認及び協定書等の協議等に関する部長の専決事項について、「簡易なもの」から「指定管理料の変更が伴わないもの」に改め、部長の専決範囲を明確にいたしました。2つ目は、本市では電子入札制度が導入され、その拡充について検討を重ねております。現在、消防設備点検業務委託及び緑地等維持管理業務委託で電子入札が実施され、法規上も電子入札はこの2つの業務に限定された表現となっていることから今後の電子入札制度の業種の拡充に伴い財務専決事項の表中を「電子入札を実施する業務委託を除く」といった包括的な表現に改めるものであります。3つ目は、財務専決事項の見直しであり、同じ財務専決事項の中で他の項目では含まれていたにもかかわらず記載がなかった項目に対し改めて文言を追加したり、表現を他の記載のものと合わせたりという内容のものであります。施行期日は令和3年4月1日となっております。

説明は、以上でございます。

学校管理課長 同じく報告第4号の項目2郡山市立学校職員の勤務時間に関する規定の一部改正について御説明いたします。こちらもハンコレス（押印省略）の全庁的な取組みの推進に基づき、様式の押印を省略する改正を行うものであります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。報告第4号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、報告第4号については、原案のとおり決しました。

次に、「5 その他」に入りますが、今定例会には提出案件がありませんので、次の「6 各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告)

No	所属名	件名
1	生涯学習課	郡山市社会教育委員の会議からの提言書提出について
2	中央公民館	「ユースカレッジ木曜クラブ」について
		「はやまっ子」について
		地域のびのび子育て支援事業 のびのび子育て広場オープン講座「たいけんひろば」について
3	中央図書館	中央図書館における臨時窓口及び新聞等閲覧コーナーの開設について
4	美術館	企画展「みんなのミュシャ ミュシャからマンガへー線の魔術」について
		鑑賞学習対応について
5	学校管理課	安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件に係る訴訟について
6	学校教育推進課	令和3年度郡山市（篤志）奨学資金奨学生の決定について
		令和2年度通学路合同点検実施箇所等について
7	教育研修センター	2月教職員研修講座等の実施状況について
8	文化振興課	(仮称) 郡山市歴史情報・公文書館施設整備事業について

教 育 長 本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様又は事務局から何かありますか。

藤田委員 以前、とびなわを購入する予算が議案として計上されていたかと思いますが、購入の進捗状況はどのようなになっているでしょうか。

学校管理課長 コロナ禍により子どもたちの運動機会が減少することから全ての児童生徒にとびなわを配布する予算を計上し、契約を進めておりましたが、全国的なとびなわの需要の高まりにより今年度中の納品が難しい状況となっております。そのようなことから、中学校3年生分については別途契約を進め、2月下旬に全ての中学校3年生にとびなわを配布することができ、中学3年生は学校や家庭でとびなわを使った体力づくりができたところです。中学2年生以下の児童生徒分については、来年度早々に新1年生も含めて配布する予定であります。

藤田委員 とびなわの配布があるということで、周囲の保護者とともに購入を控えていたところもあり確認させていただいた次第です。納品は遅くなってしまいましたが、新1年生にも配布があることは、良いことだと思います。

教育長 その他、ございますか。

(なし)

教育長 ないようですので、以上で郡山市教育委員会令和3年3月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後3時13分